



公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉西部支部

支部だより

第158号〈公56号〉[令和3年3月10日発行]

HPアドレス <https://www.takuken.or.jp/seibu/> メールアドレス seibu@takuken.or.jp

〈埼玉西部支部 TEL 049-265-6390 FAX 049-265-6395〉

陽春の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、支部事業活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「支部だより」第158号を発行いたしました。皆様のご意見、ご感想をお寄せください。

令和2年度第5回支部理事会（理事数32名、監事数2名内、出席数30名、委任状3名）

令和3年2月4日（木）15時より、ラ・ボア・ラクテ2階オリオンにて開催されました。

議案は、令和3年度支部定時総会、各市町における不動産無料相談所開設日程及び相談員割当について他、慎重に審議され原案通り可決決定されました。その他、各委員会事業、各地区事業、本部事業について報告されました。

55期支部定時総会（会員数661名、出席数43名、委任状423名）

令和3年2月4日（木）16時よりラ・ボア・ラクテ2階ビーナスにおいて、「令和3年度支部定時総会」が開催されました。支部定時総会開催にあたり、出席方返信はがきのご提出にご協力を頂きましてありがとうございました。

令和3年度支部定時総会の審議事項等、その要点をご報告いたします。

議長に須澤賢二氏、副議長に内野雅光氏が選出され、議事が進められました。

●報告事項・・・奥山寛支部副専務理事より、報告されました。

●審議事項・・・第1号議案 令和3年度事業計画書（案）承認の件

船津輝佳支部専務理事より詳細にわたり、提案理由を説明され、挙手多数により原案通り可決決定されました。

第2号議案 令和3年度収支予算書（案）承認の件

浅見隆広総務財務・広報委員長より詳細にわたり、提案理由を説明され、挙手多数により原案通り可決決定されました。

事業計画書（案）、収支予算書（案）の件につきましては、各支部とりまとめの上、本部総会に提案されることとなります。本部総会は、令和3年5月25日（火）16時より、ロイヤルパインズホテル浦和にて開催予定となっております。

支部定時総会の様子は支部HPに掲載いたしましたので是非ご覧ください。

→ <https://www.takuken.or.jp/seibu/>

令和3年度も、支部・地区における事業活動を計画しております。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

令和3年新年賀詞交歓会

例年、支部定時総会後に開催しておりますが、本年は新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、残念ながら中止とさせていただきます。



【入会者】(令和3年1月1日～令和3年2月28日)

No.	商号・名称	代表者名	事務所所在地	TEL	FAX
1	メルシーハウス	小嶋 みどり	川越市新富町1-4-2-1301	049-223-5052	049-223-5052
2	(株)ヤマダホームズ 不動産事業本部 川越店	松本 英樹	川越市脇田新町15-8 日清ビル205号室	049-291-3223	049-291-3224
3	BEACON WORKS(株)	坂井 雄大	川越市小仙波町2-7-1	049-299-5452	049-299-5461
4	(有)江南興業所	南部 生一	川越市下赤坂1860-166	049-246-6508	049-265-3588
5	(株)LIF	高谷 征吾	東松山市上唐子1496-121	050-8881-2844	050-3453-2285

【退会者】(令和3年1月1日～令和3年2月28日)

No.	商号・名称	地域	理由	No.	商号・名称	地域	理由
1	あい福祉不動産	ふじみ野	廃業	2	(有)エム不動産販売	西入間	廃業
3	利幸建設	東松山	組織替による 退会				

会員数 662 名(令和3年2月28日現在)

●● 重要なお知らせ ●●

令和3年度会費等は、以下のとおり預金口座より振替させていただきます。

・口座振替日 令和3年6月30日(水)のみ

・振替金額 **67,800円**

内訳 {

- ・宅建協会費 4,800円×12ヶ月=57,600円
- ・保証協会費 500円×12ヶ月= 6,000円
- ・埼玉連会費 350円×12ヶ月= 4,200円(代表者個人より)

※領収証をご希望の方は、支部までお申し出ください。

※口座振替日は、**1回のみ**となりますのでご注意ください。(再振替はございません)

業の廃止等を検討されている方は、早めのご対応と、支部までのご連絡をお願いいたします。

4月1日以降になりますと、1年分の会費を納入していただくことになります。

※毎年4月1日現在に会員資格を有する会員は、毎事業年度の会費全額を、6月末日までに納入しなければならない。
～定款施行規則より～

■令和3年度会員直送便実施月(※「支部だより」は支部理事会開催後に同封しております)

4・6・7・9・11・12・令和4年1・3月(年8回)

■令和3年度弁護士法律相談会(於:埼玉県宅建会館2階 予約:048-811-1868)

4/8(木)20(火) 5/13(木)18(火)、6/3(木)15(火)、7/1(木)20(火)、8/5(木)17(火)、9/2(木)21(火)
10/7(木)19(火)、11/4(木)16(火)、12/2(木)21(火)、R4年1/13(木)25(火)、2/3(木)15(火)、3/3(木)15(火)

以上